

# 千葉県地域防災計画修正（令和2年度修正）の概要

令和元年房総半島台風（台風15号）をはじめとする一連の災害対応への検証を踏まえ、県では、初動における職員配備や災害対策本部の設置基準を見直したほか、市町村への情報連絡員の早期派遣のための体制構築などを盛り込み、千葉県地域防災計画の修正を行いました。

なお、大規模停電対策や人的・物的支援等については、引き続き検討を進め、来年3月を目途に計画に反映してまいります。

## 主な修正内容

### 1 令和元年房総半島台風（台風15号）をはじめとする一連の災害対応への検証等を踏まえた対応

#### （1）県庁全体での危機管理意識の醸成（プロアクティブの原則の明記）

- ① 「プロアクティブの原則」(\*)を災害対応の基本理念に位置付け  
※「疑わしいときは行動せよ」、「最悪事態を想定して行動せよ」、「空振りには許されるが見逃しは許されない」
- ② 危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に向けた、職員向けの訓練や研修の見直し及び国や防災関係機関の研修の活用

#### （2）災害対策本部設置前の配備基準の見直し

早期に、情報収集体制から上位の体制に移行できるよう、以下のとおり見直す

- ① 「災害即応体制」(\*)の配備基準 ※「災害警戒体制」から名称変更
  - ・県内に土砂災害警戒情報や氾濫危険情報が発表されたとき（自動配備）
  - ・大雨警報等(\*)が発表され、かつ、県が台風の暴風域に入る確率70%以上のとき（自動配備）等※大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報、高潮警報

#### （3）災害対策本部及び応急対策本部設置基準の見直し

本部設置を客観的かつ迅速に判断できるよう、以下のとおり見直す

- ① 県内で大雨特別警報等(\*)が発表されたとき（自動設置）  
※大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、高潮特別警報
- ② 以下に該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、本部長（知事）が必要と認めるとき
  - ア 大規模停電・断水等が発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき
  - イ 本県の一部が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき 等
- ③ 本県の全域が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき (\*)  
※本県の区域が暴風域に入るまでに設置するものとする
- ④ ①～③を満たさない場合でも、防災危機管理部長が必要と認めるとき、応急対策本部を設置

#### （4）情報連絡員の早期派遣のための体制構築

- ① 市町村の被害状況や人的・物的支援ニーズの把握等を行う、情報連絡員となる職員の事前選定や「災害即応体制」時からの派遣

#### （5）ヘリコプターを活用した情報収集体制の整備

- ① 情報収集の強化を図るため、県警や千葉市消防局など、関係機関と協議を行い、発災時の映像提供等の依頼手順などについて、ルールを明確化
- ② 「災害即応体制」時に、被害状況の把握のため、防災関係機関から連絡員の派遣を得て、ヘリコプターによる上空からの確認等について調整

### 2 平成30年7月豪雨の教訓を踏まえた風水害対策の修正

#### （1）住民の避難行動を支援する防災情報の提供

- ① 受け手側が防災情報の意味を直感的に理解できるよう、5段階の警戒レベルによる情報提供の推進
- ② 警戒レベルに応じて、避難等取るべき行動を具体的に情報発信
- ③ 避難情報等を確実に伝達するため、多様な手段の導入促進

#### （2）地域の災害リスクや取るべき避難行動等、学校における防災教育の充実

#### （3）農業用ため池の災害対策推進

- ① 計画的改修を進めるための「ため池データベース」の整備
- ② 緊急連絡体制の整備やハザードマップの作成・周知促進

### 3 北海道胆振東部地震の教訓を踏まえた地震対策等の修正

#### （1）災害対策本部の置かれる市町村庁舎の非常用電源対策

- ① 非常用電源を72時間稼働できるよう、燃料等の備蓄増強
- ② 停電の長期化に備え、燃料販売事業者等との優先供給に関する協定締結促進

#### （2）災害時の情報収集に備え、スマートフォン用モバイルバッテリーを日頃から準備しておくよう広報・啓発

#### （3）災害時の石油類燃料の円滑な調達に向けた体制や手続等の整備

### 4 国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（令和元年5月）の改定の反映

- ① 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の県の配備体制や防災対応等を新たに整備